

とよなかアンバサダー設置要綱

(設置)

- 第1条 豊中市の魅力を国内外に広く発信し、豊中市の認知向上及びイメージアップを図るため、とよなかアンバサダー（以下「アンバサダー」という。）を設置する。
- 2 豊中市の個別の魅力を効果的に発信するため、必要に応じて当該魅力に特化したアンバサダーを設置することができる。この場合のアンバサダーの名称は、その都度定めるものとする。

(任命)

- 第2条 アンバサダーは、本市の魅力を国内外に広く紹介することが期待できる個人又は団体で、次の各号のいずれかに該当するもののうちから本人又は団体の同意を得て、市長が任命する。
- (1) SNS のフォロワー数、メディアへの露出状況等、情報発信力を有すると認められる者
 - (2) 文化芸術、スポーツ、産業、教育又は芸能等の分野において活躍している者
 - (3) 前号に掲げる者のほか、市長が特に認める者
- 2 任命に伴う謝礼は、支給しないものとする。

(任期)

- 第3条 アンバサダーの任期は定めない。

(活動内容)

- 第4条 アンバサダーの活動内容は、次の各号に掲げるものとする。
- (1) 豊中市の魅力を国内外に広く紹介すること
 - (2) 豊中市が主催する事業又は豊中市に関連する事業への協力を行うこと
 - (3) その他市長が必要と認める活動

(報酬等)

- 第5条 アンバサダーの活動は、原則として無償とする。ただし、アンバサダーが第4条第2号又は第3号に該当する活動を行う場合は、別途協議のうえ決定する。
- 2 市長は、アンバサダーが活動を遂行するにあたり、次の各号に掲げるものを提供することができる。
- (1) 市の広報誌及びその他刊行物並びに行事等の情報
 - (2) 市の特産品及びプロモーショングッズ
 - (3) その他市長が必要と定めるもの

(解任)

第6条 市長は、アンバサダーが次の各号のいずれかに該当する場合は、解任することができる。

- (1) 本市の信用を損なう行為を行ったとき
- (2) 活動に著しく支障があると認められるとき
- (3) 本人から辞退の申出があったとき
- (4) その他市長が不適当と認めるとき

(庶務)

第7条 アンバサダーに関する庶務は、都市活力部魅力文化創造課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年2月17日から施行する。本要綱の施行により、「高校野球発祥の地・豊中親善大使」の設置に関する内規の規定は本要綱において包括的に定めるものとし、当該内規は廃止する。

附 則

この要綱は、令和8年7月10日から施行する。